

平成23年度振興指針 改定方針

振興指針の概要と平成22年度改定方針

※平成23年2月の第15回生活衛生適正化分科会で合意された改定方針

振興指針とは

厚生労働大臣が各生活衛生関係営業の振興に必要な事項について定める指針(生衛法第56条の2第1項)

振興計画とは

生活衛生同業組合が作成する組合員たる営業者の営業の振興に必要な事業(「振興事業」)に関する計画で、振興指針に適合するものとして厚生労働大臣(地方厚生局長)が認定(生衛法第56条の3)

融資の支援

振興計画に基づく振興事業への低利融資(日本政策金融公庫融資枠1,150億円(平成24年度予算(案)))
・振興事業特定施設整備について基準金利マイナス0.9%(基準金利2.15%(平成24年1月20日現在))
・平成23年度より振興事業促進支援融資制度(各営業者が事業計画を作成した場合の融資制度)を創設
(例)設備資金:基準金利マイナス1.05%

税制の支援

共同利用施設に係る特別償却制度
<内容> 取得価額の6%の特別償却 <活用例> 共同送迎バス、共同研修施設、共同蓄電設備等

振興計画 認定状況

573組合中518組合(認定率90.4%) ※いずれも平成24年1月25日現在
・理容業、美容業、クリーニング業、旅館業 47組合中47組合(認定率100%)
・一般飲食業 36組合中36組合(認定100%) ・中華料理業 21組合中20組合(認定95.2%)
・料理業 30組合中28組合(認定93.3%) ・社交業 38組合中38組合(認定100%)
・喫茶店営業 29組合中29組合(認定100%)

平成22年度振興指針改定方針

連続性の強化

- 前期目標の達成状況の評価を明記
- 関係営業の経営実態・問題点を明記

戦略性の強化

- 戦略性・メッセージ性の高い方針を簡潔に記述
- 衛生・経営課題の総括的・網羅的な内容を簡明な箇条書きで記載

役割の明確化

- 実施主体や支援手法を具体的に記述
- 補助金・融資・税制について、組合の役割、組合員の支援措置を明記し、組合加入を促進

平成23年度振興指針改定方針

✓ 1 平成22年度振興指針改定方針の継続

連続性の強化

- 前期目標の達成状況の評価を明記
- 関係営業の経営実態・問題点を明記

戦略性の強化

- 戦略性・メッセージ性の高い方針を簡潔に記述
- 衛生・経営問題の総括的・網羅的な内容を簡明な箇条書きで記載

役割の明確化

- 実施主体や支援手法を具体的に記述
- 補助金・融資・税制について、組合の役割、組合員の支援措置を明記し、組合加入を促進

✓ 2 追加的な重点事項(平成23年度)

生活衛生同業組合の活性化 (「絆」による支え合い)

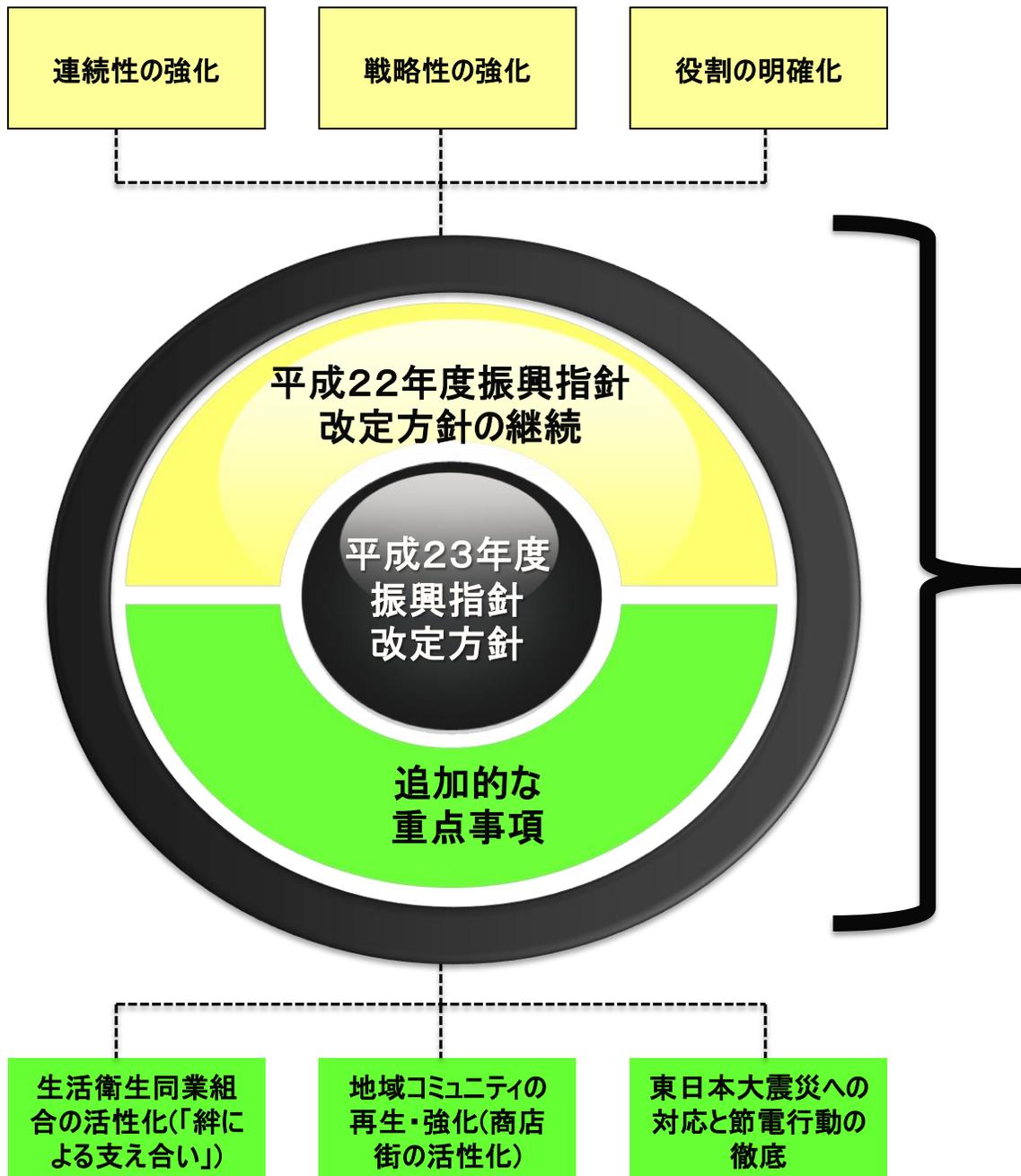
- 都道府県による新規開設者等への情報提供(→衛生水準の向上)
- 振興計画未作成の生活衛生同業組合に対する指導・支援(→低利融資活性化)

地域コミュニティの再生・強化 (商店街の活性化)

- 買い物弱者対策の強化(→高齢者や障害者、子育て・共働き世帯の生活利便性の向上)
- 生衛業の活性化を通じた地域コミュニティの再生・強化(→商店街の活性化)

東日本大震災への対応と節電行動の徹底

- 被災営業者の営業再開を通じた地域コミュニティの復元
- 生衛業の節電行動の徹底、電力制約下における新たな需要の取り込み(平成23年8月答申)



✓ 改定方針を明確にした上で、『飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針』を改定

✓ 平成24年度以降も同様に改定方針を明確にして順次改定

平成23年度振興指針改定方針に基づく振興指針への主な反映事項

生活衛生同業組合の 活性化 (「絆」による支え合い)

- 成果把握が可能な振興計画づくり
- 振興計画の達成状況を踏まえた取り組み

地域コミュニティの 再生・強化 (商店街の活性化)

- 生衛業の地域コミュニティで果たしている役割の把握・分析を踏まえた政策対応

東日本大震災への対応 と節電行動の徹底

- 被災状況、営業再開状況の把握・分析を踏まえた政策対応

連続性の強化

- 前期目標の達成状況の評価を明記
- 関係営業の経営実態・問題点を明記

戦略性の強化

- 戦略性・メッセージ性の高い方針を簡潔に記述
- 衛生・経営課題の総括的・網羅的な内容を簡明な箇条書きで記載

役割の明確化

- 実施主体や支援手法を具体的に記述
- 補助金・融資・税制について、組合の役割、組合員の支援措置を明記し、組合加入を促進

- 予算措置(補助金)、金融措置(融資)、税制措置等の有効的な活用
- 都道府県指導センター、日本政策金融公庫によるきめ細やかな相談指導

- 買い物弱者対策の強化(高齢者や障害者、子育て・共働き世帯の生活利便性の向上)
- シニア層が集える「場」の提供

- 被災営業者の営業再開を通じた地域コミュニティの復元
- 電力制約下における新たな需要の取り込み(「朝活」・「アフター4」販促)

- 都道府県による新規開設者等への情報提供
- 連合会等による振興計画未作成組合に対する指導・支援、組合結成支援

- 生衛業・組合の参加による「賑わい」「つながり」の形成
- 生衛業の地域のセーフティネットとしての役割を強化
- 商店街事業の企画・参加

- 営業者全体による相互扶助と連携の下での役割発揮
- 節電行動の実行による使用電力の抑制

振興指針の今後の改定予定について

